

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の 疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費（Ⅰ）を算定しております。算定の実施状況をご報告いたします。

○算定要件

1. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

2. 所定疾患施設療養費（1）と緊急時施設療養費は、同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費（Ⅰ）の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

イ) 肺炎

口) 尿路感染症

ハ) 带状疱疹

二) 蜂窩織炎

4. 算定する場合にあっては、診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹 の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

- 5.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

○算定状況：介護老人保健施設葵の園・新潟北区令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

[illegible]